

令和8年度たつの市地域公共交通計画推進業務仕様書

1 業務名

令和8年度たつの市地域公共交通計画推進業務

2 業務の目的

本業務は、令和4年3月に策定した『第2次 たつの市地域公共交通計画』（以下、計画）に基づく各事業を推進することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）までとする。

4 業務内容

（1）市民乗り合いタクシーの運行エリアの検討

令和8年度に実施する新宮区域と龍野東地区への区域外運行試行の結果をもとに、本格運用の可否、他区域での区域外運行について検討を行う。

また、交通事業者との協議資料の作成等の支援を行う。

（2）運賃協議会の開催に向けた資料作成

運賃見直しに係る運賃協議会に提供する資料の作成及び印刷を行うとともに、意見の整理と分析、議事録の作成等運営補助を行う。

また、公表用資料の作成及び意見のとりまとめを行う。

なお、運賃協議会の開催回数は1回とする。

（3）地域公共交通会議の開催に向けた資料作成

運行事業者が保有するコミュニティバス・圏域バスの乗降データを用いて、毎月の利用者数を集計・整理する。また、予約センター運行管理システムに蓄積されているデマンド交通の運行実績データを用いて、毎月の利用者数及び利用者属性を集計・整理する。

上記の利用状況整理結果や本業務の実施状況、計画に基づく事業の進捗状況及び数値目標の達成状況等について、たつの市地域公共交通会議に提供する資料の作成及び印刷を行うとともに、意見の整理と分析、議事録の作成等運営補助を行う。

なお、たつの市地域公共交通会議の開催回数は3回とする。

(4) ワーキンググループ会議の開催に向けた資料作成

運行事業者が保有するコミュニティバス・圏域バスの乗降データを用いて、毎月の利用状況を集計・整理する。また、予約センター運行管理システムに蓄積されているデマンド交通の運行実績データを用いて、毎月の利用者数及び利用者属性を集計・整理する。

上記の利用者数整理結果や本業務の実施状況、計画に基づく事業の進捗状況及び数値目標の達成状況等について、ワーキンググループ会議に提供する資料の作成及び印刷を行うとともに、意見の整理と分析、議事録の作成等運営補助を行う。

なお、ワーキンググループ会議の開催回数は3回とする。

(5) 報告書の作成

上記(1)～(4)で検討した内容を整理し、報告書を作成する。

(6) 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に遂行するに当たり、本業務の進め方や進行管理・成果等について常にたつの市地域公共交通会議と連携を図り、情報を共有するため、打合せ協議を行う。

打合せ協議は、業務着手時、成果納品時、中間時1回の計3回とし、業務着手時、成果納品時には、管理技術者が立ち会うものとする。

5 成果品及び納入期限

作業内容を取りまとめて整理を行い、報告書を作成し、成果品を提出する。

なお、電子データには、GISソフトによるデータ整理の際に作成したシェープファイルを含む。

(1) 報告書 2部：令和9年3月19日（金）

(2) 電子データ 1式：令和9年3月19日（金）

6 その他

(1) 受託者は、たつの市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報や全ての事項に関して他社に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、常に担当者と連絡をとれる状態とし、担当者からの申し出があった際は、原則、たつの市地域公共交通会議事務局に出向き協議を行うものとする。

(3) 本業務で得られた成果物の著作権、利用権は、たつの市地域公共交通会議に帰属するものとする。

(4) 本特記仕様書に明記されていない事項、または業務遂行に関して疑義が生じた場合は、たつの市地域公共交通会議担当者と協議のうえ、その指示に従う。